

きょうどう しんけん

いま知っておきたい**共同親権**のこと ～制度の基本とこれから～

令和8年

日時

9月26日(土)

午後1時30分～3時30分

場所

田辺市役所 1階

多目的ホール3

(田辺市東山一丁目5番1号)

何が変わったの？

定員**30名**

(先着・**事前申込要**)

どなたでも参加していただけます。

- * **申込み方法**:住所、氏名、電話番号を添えて、8月10日(月)～9月18日(金)までに電話(土日祝除く8:30～17:15)、FAX、Eメール、または下記フォームからお申込みください。**参加費無料**です。
- * **一時保育あり**:無料。先着10名。対象は小学3年生まで。**一時保育の締切りは、9月14日(月)です。**



申込フォーム



なかじま

【講師】 **中島 ふみさん** | **弁護士**

[プロフィール]

2005年に司法試験に合格し、
2006年 北海道大学大学院法学研究科を卒業。
同年司法修習を経て、
2007年に弁護士登録(第一東京弁護士会)。
2009年に大阪弁護士会に登録換え。
2010年に大山・中島法律事務所を開設。

離婚後の親子関係や子どもの養育のあり方に関わる「親権」。民法などの改正により、2026年4月から離婚後は、これまでの「単独親権」に加え、「共同親権」が選択できるようになりました。

この講座では、何がどのように変わったのか、制度のポイントなどわかりやすく解説いただきます。

共同親権への理解を深めてみませんか。

「親権」とは？

子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権は子どもの利益のために行使することとされています。

※法務省ホームページ「親権者」より一部抜粋

だんじょきょうどうさんかく

お申込み・お問い合わせ **田辺市男女共同参画センター**

住所:〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所5階

電話:0739-26-4936 FAX:0739-24-8323

Eメール:danjo@city.tanabe.lg.jp